令和元年 10 月 30 日

神奈川県知事 黒岩 祐治様

神奈川県情報公開審査会 会 長 常 岡 孝 好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について (答申)

平成 30 年 7 月 31 日付けで諮問された特定会議に係る会議録等一部非公開の件 (諮問第 826 号) について、次のとおり答申します。

# 1 審査会の結論

実施機関が、別表1に掲げる文書を特定の上、別表2の非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表3の非公開妥当情報欄に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表4の公開すべき情報欄に掲げる情報については公開すべきである。

#### 2 審査請求に至る経過

- (1)審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条 第1項の規定に基づき、平成30年4月2日付けで、神奈川県知事(以下 「知事」という。)に対して、特定検討会の会議録及び資料(以下「本件 対象文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」 という。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年4月16日付けで本件請求に対する 決定を延長する決定を行った上で、同年5月30日付けで、第1回特定検 討会資料(以下「第1回資料」という。)、第2回特定検討会資料(以下 「第2回資料」という。)、第3回特定検討会資料(以下「第3回資料」 という。)、第4回特定検討会資料(以下「第4回資料」という。)、第 5回特定検討会資料(以下「第5回資料」という。)、第6回特定検討会 資料(以下「第6回資料」という。)、第7回特定検討会資料(以下「第 7回資料」という。)、第1回特定検討会部課長会議資料(以下「第1回 部課長会議資料」という。)、第2回特定検討会部課長会議資料(以下 「第2回部課長会議資料」という。)、第3回特定検討会部課長会議資料 (以下「第3回部課長会議資料」という。)、第4回特定検討会部課長会 議資料(以下「第4回部課長会議資料」という。)及び第1回特定検討会 担当者会議資料(以下「第1回担当者会議資料」といい、これらの文書を 以下「本件行政文書」と総称する。)を対象文書として特定の上、別表2 の非公開情報欄に掲げる情報については、審議等に関する情報であり、公 開することにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあること から、条例第5条第3号を理由に非公開とする一部公開決定(以下「本件 処分」という。)を行った。

(3) 審査請求人は、平成30年6月25日付けで、知事に対し、行政不服審査 法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1)条例第5条は公開請求のあった行政文書は原則公開されることを明確に 定めており、非公開とされる情報はあくまで例外としている。そのため、 同条の適用には、「公開することによってその審議等に著しく支障を生じ るおそれのある」情報であることを必要としている。
- (2) そうした観点から見ると、実施機関は本件請求に対して、非公開となる 理由を明らかにしていないことから、非公開理由について具体的な検討が 行われたとは認められず、非公開部分が必要以上に広げられたと評価せざ るを得ない。
- 4 実施機関(担当:県土整備局都市部交通企画課)の説明要旨 実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。
  - (1) 条例第5条第3号該当性について

本件行政文書は、特定新駅の実現に向けて、実施機関及び特定2市が担当者間で検討等を行った資料であり、別表2の非公開情報欄に掲げる情報には、未決定かつ未成熟な情報が含まれているため、このような情報が公開されると、県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。よって、これらの情報は、条例第5条第3号に該当する。

- (2) 条例第5条第4号柱書該当性について
  - ア 別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報

別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定新駅設置事業に伴う実施機関及び特定2市の費用負担(以下「本件費用負担」という。)を算出するための根拠となる考え方や数値に関する情報であり、各自治体が負担する負担金割合を多角的に検討するために、その

過程において示された未確定の情報である。

特定新駅設置事業については、たびたび新聞報道がなされるなど社会的関心が高い事業である。また、特定2市の窓口に当該事業に反対する住民が訪れて、問合せや要請を行ったり、特定2市の市議会に対して事業中止の陳情がなされたりしている状況であった。また、本件請求時において、本件費用負担の割合については、試算を含め、いかなる数値や考え方についても公表していない状況であった。

このような状況において、これらの情報が実施機関から何ら説明がなされていない状態で公開されると、実施機関及び特定2市の特定新駅設置事業に対する取組姿勢が明らかになることに加え、近隣住民等の間で既に決定した事項であるとの誤解が生じ、行政に対する不信感を生じさせるおそれがある。その結果、関係者相互の率直な意見交換が妨げられ、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障を生じさせるおそれがある。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

#### イ 別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報

別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定2市が取り 組んでいる特定地区の土地区画整理事業の進め方や事業費等に関する 情報であり、土地区画整理事業の効率的な進め方の検討や、土地区画 整理後の土地の評価の変化を示す増進率や減歩率等といった区画整理 区域の地権者等に直接関わる情報である。

このような情報が、まだ地権者や近隣住民に対して説明や交渉が行われていない状態で公開されると、既に決定した事項であるとの誤解が生じ、県民と行政との間の協議が混乱し、地権者からの協力が得られなくなる可能性があるほか、関係者相互の率直な意見交換が妨げられるおそれもある。その結果、事業の実施に影響が生じることになり、関係行政機関の財政にも影響を及ぼしかねない。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

## ウ 別表2の区分丙の非公開情報欄に掲げる情報

別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報は、土地区画整理事

業以外で実施を予定しているシンボル道路や南北自由道路等の設置に伴う事業費負担の考え方に関する情報であり、各自治体の負担金割合を多角的に検討するために、その過程において示された情報である。

そのため、このような情報が、まだ地権者や近隣住民に対して説明や交渉が行われていない状態で断片的に公開されると、既に決定した事項であるとの誤解が生じ、誤った情報を伝えることになる。また、各自治体の当該事業に対する取組姿勢に対して誤った憶測を呼びかねず、行政に対する不信感を与えることにもなりかねない。そして、その結果、事業の実施に影響が出ることになり、関係行政機関の財政にも影響を及ぼしかねない。さらに、上記のような事態が生じることで、今後の打合せ等における出席者の率直な意見交換が妨げられるおそれもある。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

## 5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

その結果も踏まえ、次のとおり判断する。

#### (1) 条例第5条第3号該当性について

条例第5条第3号は、「県の機関及び県が設立した地方独立行政法人の内部若しくは相互間又は県の機関等と国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とする旨規定している。

実施機関は、別表2の非公開情報欄に掲げる情報には、未決定かつ未 成熟な情報が含まれているため、このような情報が公開されると、県民 の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、同号に該当する旨主張 する。

しかしながら、別表2の非公開情報欄に掲げる情報は、本件費用負担を算出するための根拠となる考え方や数値に関する情報並びに特定2市が取り組んでいる特定地区の土地区画整理事業の進め方や事業費等に関する情報であり、これらの情報の内容及び性質にかんがみると、公開することにより県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとまでは認められず、また、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれたり、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとも認められない。

よって、これらの情報は、同号に該当しないと判断する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等 又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開 することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非 公開とする旨規定している。そして、同号アから才までの各規定は、事 務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、 これらに該当するもののほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当 該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号 柱書により非公開とされ、これらには同号アから才までの各規定に掲げ られるものに類似し、又は関連するものも含まれると解されるため、以 下検討する。

ア 特定新駅設置に伴う費用負担算出の根拠となる考え方や数値の情報

(ア) 別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表3の区分甲項の非公開妥当情報欄に掲げるものは、本件費用負担を算出するための根拠となる考え方や数値に関する情報であり、負担金割合を多角的に検討するために、その過程において示された情報であることが認められる。また、本件請求時において、本件費用負担の割合については、試算を含め、いかなる数値や考え方についても公表

していない状況であったことが認められる。

そのため、このような状況において、これらの情報が実施機関から何ら説明がなされていない状態で公開されると、実施機関及び特定2市の特定事業に対する取組姿勢が明らかになることで誤った憶測を呼びかねないことに加え、近隣住民等の間で既に決定した事項であるとの誤解が生じるおそれがある。その結果、行政に対する不信感を招き、近隣住民等からの協力が得られなくなることで、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上から、これらの情報は、公開することにより、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) しかしながら、別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報の うち、別表4の区分甲項の公開すべき情報欄に掲げる情報について は、そもそも本件費用負担を算出するための根拠となる考え方や数 値に関する情報が含まれていないことから、実施機関が説明するよ うな支障が生ずるおそれがあると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

イ 特定2市が取り組んでいる特定地区の土地区画整理事業の進め方や 事業費等に関する情報

別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定地区の土地 区画整理事業の事業費等に関する情報であり、実施機関が土地区画整 理事業を行うにあたり、対象となる区域の土地の評価の変化を示す増 進率や減歩率等を試算した結果であることが認められる。

これらの情報が公開されると、実際に実施機関が土地区画整理事業を行うことになった場合、地権者との交渉が難航したり不調となったりする蓋然性が高くなり、ひいては、土地区画整理事業の事業費が増大し、当該事業の進捗が遅延するなどの支障が生じるおそれがあることが認められる。

よって、別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

- ウ 土地区画整理事業以外の関連事業における費用負担の考え方に関す る情報
  - (ア) 別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表3の区分丙項の非公開妥当情報欄に掲げるものは、土地区画整理事業以外で実施を予定しているシンボル道路や南北自由道路等の設置に伴う事業費負担の考え方に関する情報であり、負担金割合を多角的に検討するために、その過程において示された情報であることが認められる。

そのため、これらの情報が、実施機関から地権者や近隣住民に対して、何ら説明や交渉が行われていない状態で断片的に公開されると、既に決定した事項であるとの誤解が生じ、誤った情報を伝えることになることが認められる。また、各自治体の当該事業に対する取組姿勢に対して、近隣住民の間で誤った憶測を呼びかねず、行政に対する不信感を与えるおそれがあることも認められる。そして、その結果、近隣住民等からの協力が得られなくなるなど、県民と行政との間の協議に支障が生じ、事業の実施に影響が出たり、今後の打合せ等における出席者の率直な意見交換が妨げられるおそれもあることが認められる。

以上から、これらの情報は、公開することにより、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) しかしながら、別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報の うち、別表4の区分丙項の公開すべき情報欄に掲げる情報について は、土地区画整理事業以外で実施を予定しているシンボル道路や南 北自由道路等の設置に伴う事業費負担の考え方に関する情報である ことが認められるが、公開請求時点で既に公になっていた情報から 当然推測できるものであり、これらの情報を公開したとしても、実 施機関が説明するような支障が生ずるおそれがあると認めることは 困難であると言わざるを得ない。よって、これらの情報は、条例第 5条第4号柱書には該当しないと判断する。

# (3) 結論

以上から、実施機関が、平成30年5月30日付け行政文書一部公開決定通知書において、別表2の非公開情報欄に掲げる情報を条例第5条第3号に該当するとした判断は妥当ではないが、別表2の非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表3の非公開妥当情報欄に掲げる情報を同条第4号柱書に該当するとして非公開とした弁明書及び口頭説明における判断は妥当である。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

# 別表1 (特定文書一覧)

文書名	文書内訳
	第1回特定検討会議事要旨
	第1回特定検討会次第
第1回資料	資料 1
77.10 食物	資料 2
	資料 3
	第2回特定検討会議事要旨
	第2回特定検討会出席者名簿
	第2回特定検討会次第
	第1回特定検討会議事要旨
第2回資料	第1回特定検討会出席者名簿
	資料 1 - 2
	費用負担の考え方について (特定A市)
	費用負担の考え方について (特定B市)
	第3回特定検討会議事要旨
	第3回特定検討会出席者名簿
	第3回特定検討会次第
	第2回特定検討会議事要旨
第3回資料	第2回特定検討会出席者名簿
	資料 2 - 1
	資料2-2
	資料 3
	第2回特定検討会での意見と特定B市の考え方について
	第4回特定検討会議事要旨
	第4回特定検討会出席者名簿
第4回資料	特定検討会臨時会次第
	第3回特定検討会議事要旨
	第3回特定検討出席者名簿

別表1 (特定文書一覧) <続き>

<b>加</b> 双工(附足入目	
文書名	文書内訳
	第5回特定検討会議事要旨
	第5回特定検討会出席者名簿
第5回資料	第5回特定検討会次第
	第4回特定検討会議事要旨
	第4回特定検討会出席者名簿
	第6回特定検討会議事要旨
	第6回特定検討会出席者名簿
	第6回特定検討会次第
	都市計画/特定C市
第6回資料	資料1-1
	資料1-2
	特定地区全体整備構想(案)
	平成 20 年度特定地区拠点づくり検討調査報告書
	第7回特定検討会議事要旨
	第7回特定検討会出席者名簿
	第7回特定検討会次第
第7回資料	資料 1
	資料 1 - 2
	資料 2
	資料 3
第1回部課長会	第1回特定検討会部課長会議議事要旨
議資料	第1回特定検討会部課長会議次第
第2回部課長会	第2回特定検討会部課長会議議事要旨
議資料	第2回特定検討会部課長会議次第
第3回部課長会	第3回特定検討会部課長会議議事要旨
議資料	第3回特定検討会部課長会議次第
第4回部課長会	第4回特定検討会部課長会議議事要旨
議資料	第4回特定検討会部課長会議次第

別表1 (特定文書一覧) <続き>

文書名	文書内訳	
	第1回特定検討会担当者会議議事要旨	
	第1回特定検討会担当者会議次第	
	特定新駅周辺土地区画整理事業設計図	
第1回担当者会 議資料	土地所有状況図	
HAZZ TT	シンボル道路案A	
	シンボル道路案B	
	シンボル道路案C	

別表2 (原処分における非公開情報一覧)

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
乙	第1回	資料 3	特定地区の土地区画整理事業に関する情報 ○ 別紙1に掲げる非公開部分
甲	第 2	費用負担の 考え方に特 A市)	特定新駅設置に伴う費用負担算出の根拠となる考え方や数値の情報  ○ 左記文書1頁目中、5行目 16 文字目から6 行目まで、7行目 40 文字目から53 文字目まで、8行目2文字目から13 文字目まで、10行目2文字目から28 文字目まで、11 行目3 文字目から17 文字目まで、12 行目4 文字目から19 文字目まで、13 行目4 文字目から22 文字目まで、14 行目24 文字目から58 文字目まで、15 行目2文字目から46 文字目まで、上段表中第1欄第2項から第4欄第2項まで、中段表すべて、下段表すべて  ○ 左記文書2頁目中、4行目1文字目から7文字目まで、5行目2文字目から49 文字目まで、7行目2文字目から51 文字目まで、上段表すべて、下段表すべて
	料	費用負担の 考え方(特 B市)	特定新駅設置に伴う費用負担算出の根拠となる考え方や数値の情報  ○ 左記文書1頁目中、3行目2文字目から6行目まで、8行目から9行目まで、10行目3文字目から16行目まで、17行目3文字目から19行目まで、20行目2文字目から23行目まで、表すべて  ○ 左記文書2頁目中、最上段表すべて、上から2つ目の表すべて、上から3つ目の表すべて、上から4つ目の表すべて、最下段表中第1欄第1項から同欄第6項まで、第2欄のうち第1項及び第3項を除いたすべて、第3欄のうち第1項及び第3項を除いたすべて、第4欄のうち第1項及び第3項を除いたすべて、第4欄のうち第1項及び第3項を除いたすべて、第4欄のうち第1項及び第3項を除いたすべて、第4欄のうち第

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
甲	第3回資	第検意 B 方に 定の定えて	特定新駅設置に伴う費用負担算出の根拠となる 考え方や数値の情報 ○ 左記文書1頁目中、4行目4文字目から29 文字目まで、7行目2文字目から9行目まで、 10行目2文字目から15行目まで、16行目4文字目から28文字目まで、17行目2文字目から18行目まで、19行目2文字目から20行目まで、21行目4文字目から39文字目まで、22行目2文字目から25行目まで、26行目2文字目から29行目まで、30行目2文字目から38行目まで、39行目2文字目から44文字目まで ○ 左記文書2頁目中、3行目から5行目まで
丙	資料		土地区画整理事業以外の関連事業における費用 負担の考え方に関する情報 ○ 左記文書2頁目中、7行目2文字目から8行 目まで、9行目2文字目から14行目まで、18 行目16文字目から20行目まで、21行目2文字 目から26行目まで、27行目2文字目から29行 目まで、31行目2文字目から41文字目まで、32行目2文字目から33行目まで、35行目2文字目から41文字目から41文字目から37行目まで、36行目2文字目から37行目まで
甲	第7回資料	資料 1	特定新駅設置に伴う費用負担算出の根拠となる 考え方や数値の情報 ○ 左記文書1頁目中、8行目3文字目から19 文字目まで、9行目2文字目から16文字目まで、10行目24文字目から11行目まで、12行目3文字目から23文字目まで、13行目2文字目から16文字目まで、15行目、16行目2文字目から29文字目まで、17行目3文字目から29文字目まで、18行目2文字目から20文字目まで、18行目2文字目から20大字目まで、上から3つ目の表すべて、上から3つ目の表すべて、上から3つ目の表すべて、上から3つ目の表すべて、方行目4文字目から19文字目まで、4行目4文字目から19文字目まで、5行目から6行目まで、9行目から16行目まで、22行目から23行目まで、上段表すべて、下段表すべて

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区	文書名	文書内訳	非公開情報
分	入目刊	◇ 目 1 1 1/1	
丙		資料 1 <続き>	土地区画整理事業以外の関連事業における費用 負担の考え方に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目中、20 行目 4 文字目から 25 文字目まで、21 行目 6 文字目から 15 文字目ま で、22 行目 4 文字目から 33 文字目まで、最下 段表中第 2 欄第 1 項から第 7 欄第 4 項まで
甲	第7回資料<続き>	資料1-2	特定 で

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
- 甲<続き>	第7回資料<続き>	資料 1 - 2 料 i >	31項第 42項第 51項 欄第 16項第 23項欄第 45項 個別第 34項第 51項欄第 16項第 34項第 51項關第 34項第 51項欄第 16項第 34項第 34項第 51項關第 34項第 51項關第 34項第 51項關第 34項第 51項關第 34項第 51項關第 34項第 51項關第 51項關第 51項關第 51項關第 51項關第 51項關第 51項關第 51項關第 51項書で、項 7 欄第 51項書 7 欄第 51項書 7 個別 51項書 7 項 7 回 7 回 7 回 7 回 7 回 7 回 7 回 7 回 7 回

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
甲<続き>	第7回資料<続き>	資料 1-2 2	○ たまった。 10 行上 10 で 10

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
甲へ続き〉	第7回資料へ	資料1-2 <続き>	<ul><li>○ 左記文書 11 頁中、2 行目 12 文字目から 6 行目まで</li><li>○ 左記文書 12 頁中、別紙 2 に掲げる非公開情報</li></ul>
乙	〈続 き〉		特定地区の土地区画整理事業に関する情報 ○ 左記文書 13 頁表中、第5欄第1項、同欄第 4項から同欄第5項まで
7	者会議資料 別担当	シンボル道 路案B	特定地区の土地区画整理事業に関する情報 ○ 左記文書中、別紙3に掲げる非公開情報
		シンボル道 路案C	特定地区の土地区画整理事業に関する情報 ○ 左記文書中、別紙4に掲げる非公開情報

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧)

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
乙	第 1 料 回	資料 3	特定地区の土地区画整理事業に関する情報 ○ 別紙1に掲げる非公開部分
甲	第 2	費用負担の 考え方に 名市)	特定新駅設置に伴う費用負担算出の根拠となる考え方や数値の情報  ○ 左記文書1頁目中、5行目 16 文字目から6 行目まで、7行目 40 文字目から53 文字目まで、8行目2文字目から13 文字目まで、10行目2文字目から28 文字目まで、11 行目3文字目から17 文字目まで、12 行目4 文字目から19 文字目まで、13 行目4 文字目から22 文字目まで、14 行目24 文字目から58 文字目まで、15 行目2文字目から46 文字目まで、上段表すべて、下段表すべて  ○ 左記文書2頁目中、4行目1文字目から7文字目まで、5行目2文字目から49 文字目まで、7行目2文字目から51 文字目まで、上段表すべて、下段表すべて
		費用負担の 考え方につ いて(特定 B市)	特定新駅設置に伴う費用負担算出の根拠となる考え方や数値の情報  ○ 左記文書1頁目中、3行目2文字目から6行目まで、8行目から9行目まで、10行目3文字目から16行目まで、17行目3文字目から19行目まで、20行目2文字目から23行目まで、表すべて、上から2つ目の表すべて、上りより目の表すべて、上りより目の表すべて、最下段表中第1欄第1項から同欄第6項まで、第2欄のうち第1項及び第3項を除いたすべて、第4欄のうち第1項及び第3項を除いたすべて、第4欄のうち第1項及び第3項を除いたすべて、第4欄のうち第1項及び第3項を除いたすべて、第4欄のうち第1項及び第3項を除いたすべて、第4欄のうち第

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

	(,,,,,,,		公開女当情報一見)へ就さん
区 分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
甲	第3回資	第検意 B 方に 一	特定新駅設置に伴う費用負担算出の根拠となる 考え方や数値の情報 ○ 左記文書1頁目中、4行目4文字目から29 文字目まで、7行目2文字目から9行目まで、 10行目2文字目から15行目まで、16行目4文字目から28文字目まで、17行目2文字目から18行目まで、19行目2文字目から20行目まで、21行目4文字目から39文字目まで、22行目2文字目から25行目まで、26行目2文字目から29行目まで、30行目2文字目から38行目まで、39行目2文字目から44文字目まで ○ 左記文書2頁目中、3行目から5行目まで
丙	料		土地区画整理事業以外の関連事業における費用 負担の考え方に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書2頁目中、7行目2文字目から8行 目まで、9行目2文字目から14行目まで、18 行目16文字目から20行目まで、21行目2文字 目から26行目まで、27行目2文字目から29行 目まで、32行目2文字目から33行目まで、35 行目2文字目から41文字目まで、36行目2文字目から37行目まで
甲	第7回資料	資料 1	特定新駅設置に伴う費用負担算出の根拠となる 考え方や数値の情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目中、8 行目 3 文字目から 19 文字目まで、9 行目 2 文字目から 16 文字目まで、10 行目 24 文字目から 11 行目まで、12 行 目 3 文字目から 23 文字目まで、13 行目 2 文字目から 26 文字目まで、15 行目、16 行目 2 文字目から 29 文字目まで、17 行目 3 文字目から 29 文字目まで、18 行目 2 文字目から 20 大字目まで、上から 3 つ目の表すべて、上から 3 つ目の表すべて、上から 3 つ目の表すべて、上から 3 つ目の表すべて、左記文書 2 頁目中、3 行目 2 文字目から 19 文字目まで、4 行目 4 文字目から 19 文字目まで、5 行目から 6 行目まで、9 行目から 16 行目まで、上段表すべて、下段表すべて

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丙		資料1 <続き>	土地区画整理事業以外の関連事業における費用 負担の考え方に関する情報 〇 左記文書1頁目中、20 行目4文字目から 25 文字目まで、21 行目6文字目から 15 文字目ま で、22 行目4文字目から 33 文字目まで、最下 段表中第2欄第1項から第7欄第4項まで
甲	第7回資料<続き>	資料1-2	特定新駅設置に伴う費用負担算出の根拠となる考えた理事で、11 行目 28 文字目から 12 文字 1 頁 1

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
Texas	第7回資料<続き>	資料1-2 <続き>	31項線 42 第 34 項 第 51 項 欄 第 42 第 3 同項 網 第 42 第 3 同項 網 第 45 項 網 第 51 同項 網 5 同項 第 6 同項 第 6 同項 第 7 6 同項 第 8 7 8 9 個 5 1 8 9 項 8 9 同項 第 8 1 9 页 第 1 9 5 5 6 目 9 下 8 1 9 5 5 6 日 9 年 8 2 年 8 2 年 8 2 日 9 年 8 3 項 8 3 項 8 3 項 8 3 項 8 3 項 8 3 3 項 8 3 3 可 9 月 8 3 3 項 8 3 3 3 可 9 月 8 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
甲<続き>	第7回資料<続き>	資料1-2   	○ たまった。 10 行上 1 まった。 10 行上 1 まった。 10 で 1 を 1 を 1 で で 2 項 2 項 2 項 8 月 1 日 2 項 2 で 5 1 1 1 個 5 1 3 項 2 で 5 1 1 1 個 5 1 3 項 5 2 1 1 1 1 1 2 で 5 1 8 1 3 項 2 で 5 1 1 1 1 1 2 で 5 1 8 1 3 項 2 で 5 1 1 1 1 2 で 5 1 8 1 3 項 2 で 5 1 1 1 1 2 で 5 1 8 1 3 項 2 で 5 1 1 1 2 で 5 1 8 1 3 項 2 で 6 1 1 3 まった。 2 の で 5 3 項 第 1 3 まった。 2 の で 5 3 項 第 3 項 5 1 3 まった。 2 第 3 項 第 5 1 3 まった。 2 第 3 項 第 5 1 3 まった。 3 3 5 1 1 3 1 3 まった。 3 3 5 1 1 3 1 3 まった。 3 3 5 1 1 3 1 3 まった。 3 3 5 1 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧)

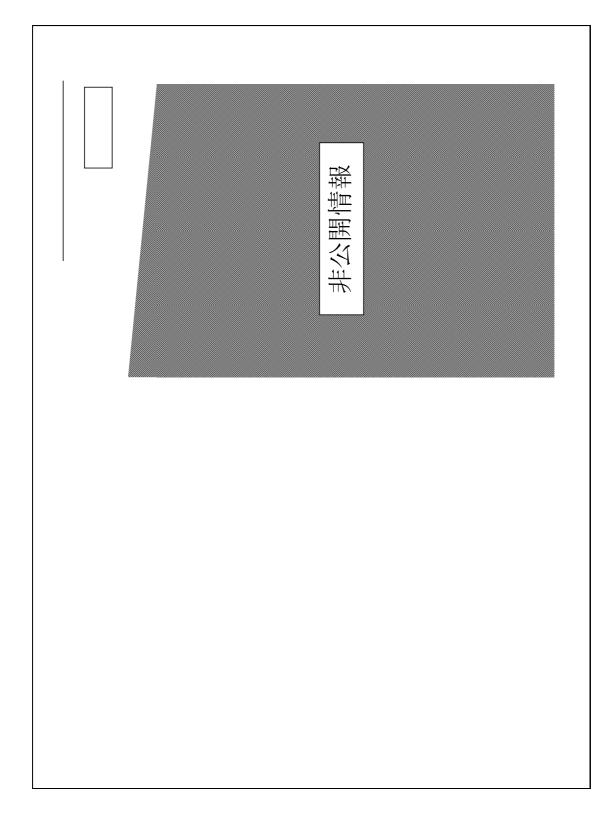
区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報	
甲へ続き〉	第7回資料へ	資料 1 - 2 <続き>	<ul><li>○ 左記文書 11 頁中、2 行目 12 文字目から6 行目まで</li><li>○ 左記文書 12 頁中、別紙2に掲げる非公開情報</li></ul>	
乙	〈続 き〉		特定地区の土地区画整理事業に関する情報 〇 左記文書 13 頁表中、第5欄第1項、同欄第 4項から同欄第5項まで	
7	者会議資料 明担当	シンボル道 路案B	特定地区の土地区画整理事業に関する情報 ○ 左記文書中、別紙3に掲げる非公開情報	
<u>Z</u>		シンボル道 路案C	特定地区の土地区画整理事業に関する情報 ○ 左記文書中、別紙4に掲げる非公開情報	

別表4 (公開すべき情報一覧)

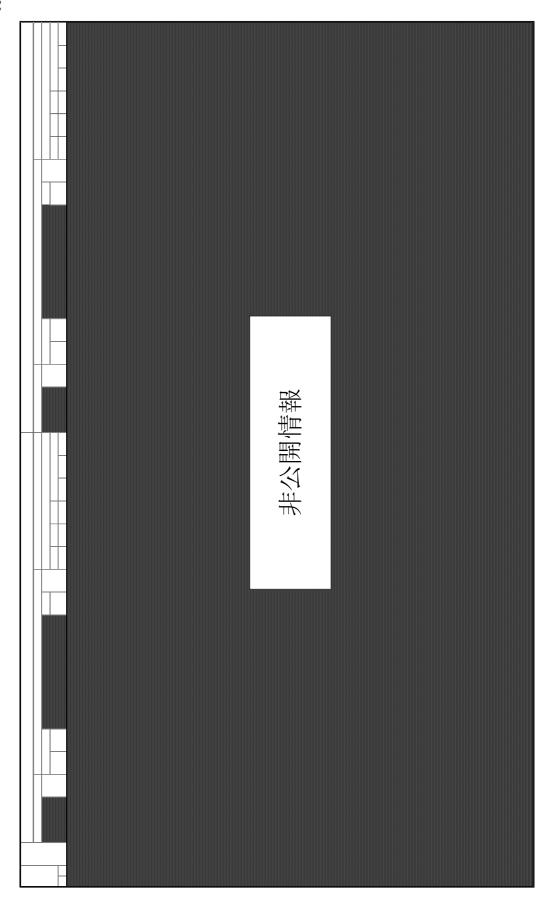
区分	文書名	文書内訳	公開すべき情報	
丙	第3回資料	第2回特定 検討会での 意見と特定 B市の考え 方につい	土地区画整理事業以外の関連事業における費用 負担の考え方に関する情報のうち、次に掲げるもの の	
甲	資第 料 7 回	資料 1	特定地区の土地区画整理事業に関する情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書2頁中、22行目から23行目まで	

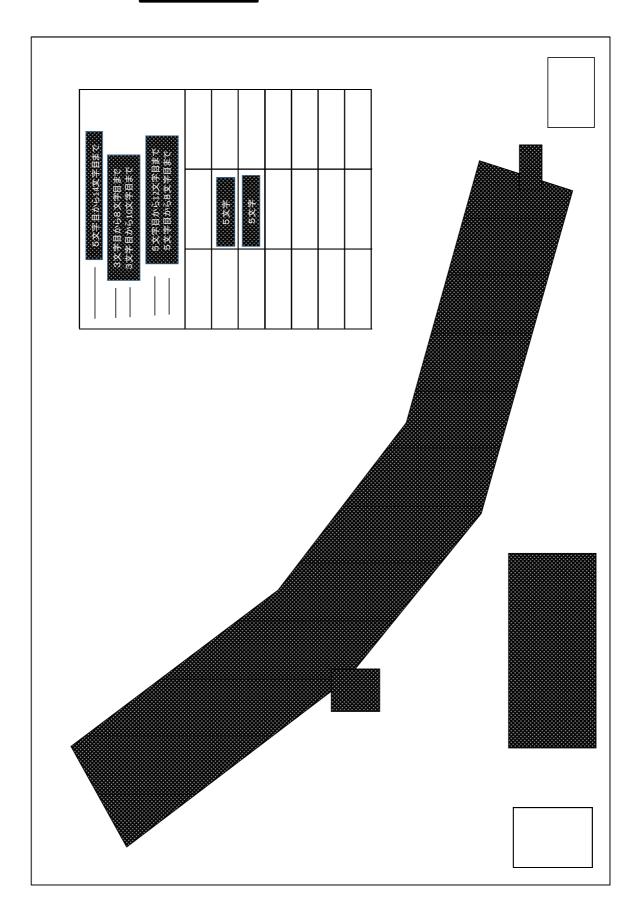
備考1:行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、 行数の数え方に特に指定がある場合は、それによる。

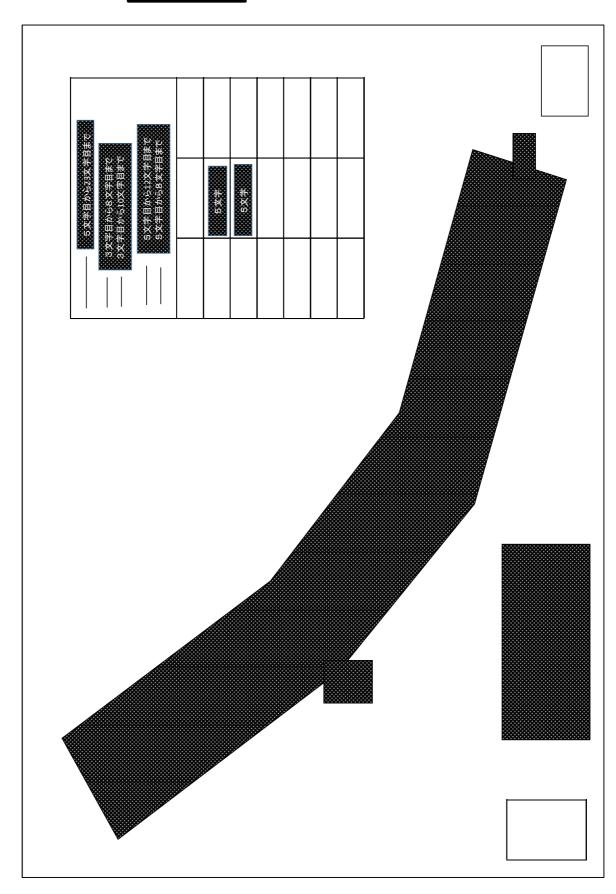
備考2:文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、 句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。



別紙2







# 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 7 月 31 日	○ 諮問
平成 31 年 2 月 26 日 (第 193 回部会)	○審議
3 月 2 9 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開 等理由説明を聴取
令和元年5月23日 (第196回部会)	○審議
9月20日(第200回部会)	○審議

# 神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現 職	備考
板 垣	勝彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市川	統 子	弁護士 (神奈川県弁護士会)	部 会 員
柿 崎	環	明治大学教授	
田村	達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常岡	孝 好	学習院大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢	登	弁護士 (神奈川県弁護士会)	
堀内	かおる	横浜国立大学教授	部 会 員

(令和元年10月30日現在) (五十音順)